

## 多面的機能支払交付金 埼玉県中間評価報告書（案）

## 第 1 章 取組の基本方針

## 1. 基本的な考え方

本県では近年、農村地域の高齢化や混住化等の進行により集落機能が低下し、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念される。

このため、地域で行う農地や水路、農道などの地域資源の基礎的な保全活動や質的向上を図る活動、施設の長寿命化を図る活動について支援することにより地域資源の適切な保全管理を推進して、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押ししていく。

## 2. 農地維持支払に関する事項

## (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

## ① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記 1 - 2 の活動指針を基本とし、水路の適正管理に配水操作を追加している。

## ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

## ア 地域資源の基礎的保全活動

(ア) 点検・計画策定については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。

(イ) 実践活動については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。ただし、一部の活動は、点検結果に基づき実施の必要があると判断したときに実施する。

(ウ) 研修については、活動期間中に 1 回以上実施する。

## イ 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域資源の適切な保全管理のための推進活動については、活動を 1 以上選択し、毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。

## ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

## ア. 地域資源の基礎的保全活動

区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路の適正管理
取 組	配水操作
取組内容	地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。
活動要件	—

区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	付帯施設の適正管理水路
取組	配水操作
取組内容	地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。
活動要件	—

④地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙１）

埼玉県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙１のとおりである。

（２）対象とする農用地

農地維持活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地かつ農業振興地域の整備に関する法律第３条第１号に規定する農用地で、同法第８条第２項第１号に規定する農用地区域内にあるものとしている。

さらに、市町村において、多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地も対象とした。

### ３．資源向上支払（共同）に関する事項

（１）地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定

①地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記１－２の活動指針を基本としている。

②地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア 施設の軽微な補修

（ア）機能診断・計画策定については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。

（イ）実践活動については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。ただし、実施に当たっては、機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断する。

（ウ）研修については、活動期間中に１回以上実施する。

イ 農村環境保全活動

農村環境保全活動については、テーマを１以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を毎年度１以上実施する。

ウ 多面的機能の増進を図る活動

多面的機能の増進を図る活動については、任意で取組内容を定めた上で毎年度実施する。

③地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙２）

埼玉県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙２のとおりである。

### ４．資源向上支払（長寿命化）に関する事項

（１）地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

①基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記１－２の活動指針を基本とし、集落が管理する水路、農道、ため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又

は更新等を対象活動としている。

また、地域の合意により、農地に係る施設を対象施設とし、給水栓の補修・更新、暗渠排水の補修・更新等を対象活動とした。

なお、農地に係る施設・活動については、対象組織（集落）が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、交付金の範囲の中で対象活動とすることができることとした。

②地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区分	対象施設		対象活動		
			分類	項目	取組内容
項目の追加	集落が管理する施設	水路	補修	水路法面の補修	・水路の機能・構造に支障を及ぼす浸食や崩落等の発生箇所における補修、及び未然防止のための補強等の対策を行うこと。
項目の追加	農地に係る施設	用水施設	補修	給水栓の補修	・給水栓の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
			更新等	給水栓の更新	・老朽化等により機能に支障が生じている給水栓について、更新等の対策を行うこと。
		排水施設	補修	暗渠排水の補修	・暗渠排水又はその付帯施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
			更新等	暗渠排水の更新	・老朽化等により機能に支障が生じている暗渠排水又はその付帯施設の更新等の対策を行うこと。 ・農地の生産機能維持のために必要な暗渠排水及びその付帯施設の設置による対策を行うこと。

③対象施設・対象活動に関する指針（別紙3）

埼玉県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりである。

## 5. その他推進体制等

### (1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、関係団体等の緊密な連携により実施することが必要である。そこで、本県では埼玉県、市町村、農業者団体等で構成する埼玉県多面的機能支援推進会議を地域の推進体制に位置付けている。

### (2) 関係団体の役割分担

#### ① 埼玉県

- ・法に基づく基本方針を策定する。
- ・本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
- ・多面的機能支払の実施に関する要綱基本方針を策定する。

#### ② 市町村

- ・法に基づく促進計画を策定する。
- ・管内の活動組織の事業計画の認定又は広域活動組織の広域協定を認定する。
- ・対象組織から提出された申請書等を審査し、対象組織の代表者に対し多面的機能支払交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。
- ・毎年度、対象組織の農地維持活動及び資源向上活動の実施を確認する。

③ 埼玉県多面的機能支援推進会議

- ・ 毎年度、対象組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・ 対象組織に対し適宜指導を行い、事業計画に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・ 本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。
- ・ 活動組織の事務手続きの支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、支援を行う。

## 第2章 取組の状況

### 1. 取組実績

- (1) 市町村数 : 42 割合 66.6% (42/全市町村数 63×100)
- (2) 活動組織数 : 269  
(広域活動組織含む) うち農地維持支払 269  
資源向上支払 (共同) 193  
資源向上支払 (長寿命化) 72
- (3) 取組面積 : 10,098ha  
うち農地維持支払 10,098ha  
資源向上支払 (共同) 6,675ha  
資源向上支払 (長寿命化) 2,954ha
- (4) 対象施設数 : 水路 3,147.6km、農道 1,563.1km、ため池 196ヶ所
- (5) 交付金額 : 471百万円  
うち農地維持支払 271百万円  
資源向上支払 (共同) 98百万円  
資源向上支払 (長寿命化) 101百万円

### 2. 多面的機能支払交付金から創設された活動項目の取組状況

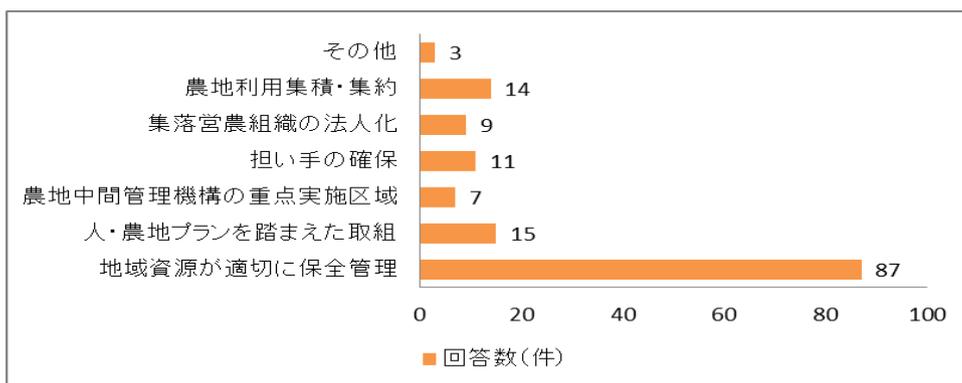
自己評価、市町村評価として実施した平成28年度活動組織調査(抽出調査)の結果は次のとおりである。

(1) 農地維持活動における「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」

- 活動を実施している活動組織数 : 269組織
- 評価実施組織数 : 90組織
- 市町村の評価結果 : 優良 14組織  
適当 76組織  
要指導・助言 0組織  
要根本的見直し 0組織

市町村評価において、地域資源の適切な保全管理のための推進活動の取組による地域の変化として、「地域資源が適切に保全管理され、遊休農地の発生が抑制されている」と87の活動組織が取組む地域で評価され、際立って多い結果であった。(図1)

図 1 活動組織が活動する地域の変化

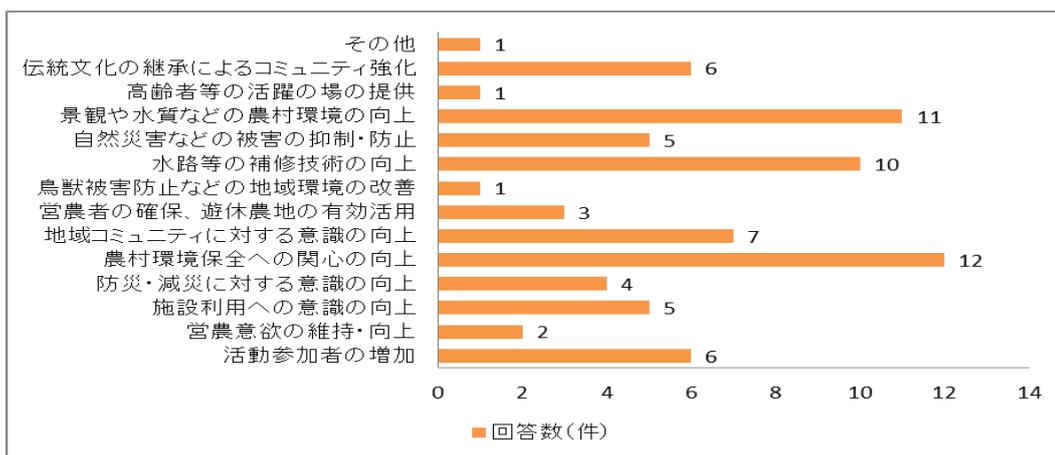


(2) 資源向上活動（共同）における「多面的機能の増進を図る活動」

- 活動を実施している活動組織数： 32 組織
- 評価実施組織数： 16 組織
- 市町村の評価結果：
  - 優良 5 組織
  - 適当 11 組織
  - 要指導・助言 0 組織

活動組織の自己評価において、多面的機能の増進を図る活動の取組により発現している効果として、「地域住民の農村環境の保全への関心の向上」、「景観や水質などの農村環境の向上」、「地域住民の水路や農道等の知識や補修技術の向上」といった評価が多かった。（図 2）

図 2 多面的機能の増進を図る活動による効果



第 3 章 取組による効果

1. 評価の視点と調査方法

(1) 評価の視点

- ① 「地域資源の保安全管理」
- ② 「農村環境の保全・向上」
- ③ 「農業用施設の機能増進」

- ④「農村地域の活性化」
- ⑤「構造改革の後押し等地域農業への貢献」
- ⑥「埼玉県独自の取組」

(2) 調査方法

ア 上記評価の視点の①～⑤

- ・平成28年度活動組織調査(90組織)
- ・平成28年度多面的機能支払交付金の効果等に関するアンケート調査(90組織)
- ・2015年農林業センサス概数値
- ・農林水産省提供統計データ(第三者委員会資料用)

イ 上記評価の視点の⑥

- ・平成28年度活動組織調査(90組織)
- ・平成28年度多面的機能支払交付金の効果等に関するアンケート調査(90組織)
- ・多面的機能支援推進会議研修会アンケート

ウ 調査対象の抽出

活動組織調査及び多面的機能支払交付金の効果等に関するアンケート調査の対象は、次のとおり抽出した。

- (ア) 全活動組織の30%以上となる90組織を調査対象
- (イ) 全実施市町村から抽出
- (ウ) 各市町村の活動組織数に応じて市町村が選定

## 2. 効果の発現状況

### 【評価区分】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>a. ほとんどの組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる<br/>(全体の8割程度以上で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)</li><li>b. 大半の組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる<br/>(全体の5割程度以上8割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)</li><li>c. 一部の組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる<br/>(全体の2割程度以上5割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)</li><li>d. 効果の発現が限定的である、又は、発現の見込みが限定的である<br/>(全体の2割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)</li></ul> |
|---|

(1) 地域資源の保全管理

① 農地の保全管理

効果項目	評価			
	a	b	c	d
遊休農地の発生や面積拡大を抑制	■	□	□	□
病虫害の発生やゴミの不法投棄等の抑制により、営農への支障が低減	□	■	□	□
農用地での鳥獣被害が抑制	□	□	□	■
農業者の保全管理作業に係る負担の軽減により、適切な保全管理が可能	■	□	□	□
<p>【補足】</p> <p>活動の取組により、ほとんどの活動組織で遊休農地の拡大抑制や適切な保全管理ができています。</p> <p>また、遊休農地の発生防止活動の一環として、遊休農地になる恐れがある農地を活用し、季節の花や芋・そばを植え付けて地域の景観活動に活用し、地域住民のコミュニティ強化に繋がっている事例もあります。</p> <p>鳥獣被害については、被害の少ない平地で活動を行っている組織が多いため、効果の発現の評価が低い結果となっています。</p>				

② 農業用施設の機能維持

効果項目	評価			
	a	b	c	d
農業用施設の機能が維持され、適切に保全管理	■	□	□	□
異常気象等による被害の拡大等の抑え、災害が発生した場合でも迅速な対応が可能	□	■	□	□
農業者による農業用施設の保全管理作業に係る負担が軽減	□	■	□	□
<p>【補足】</p> <p>ほとんどの活動組織で農業用施設が適切に管理されるとともに、異常気象時の対応も行われるなど、取組が農業用施設の機能維持に繋がっている。</p>				

③ 地域資源の保全管理体制の維持・強化

効果項目	評価			
	a	b	c	d
地域をまとめ、行動を起こすリーダーや役員が育成	□	■	□	□
集落間や集落内で協力して行う取組や非農業者が参画する取組が増加する等、地域資源の保全管理のための体制が強化	□	■	□	□
<p>【補足】</p> <p>地域をまとめるリーダーや役員は半数の組織で後継者が育成されている。</p> <p>また、集落での話し合いにおいて、取組内容の連携が7割で図られており、保全管理体制の維持・強化の効果が表れている。</p>				

■ 総括：

農林業センサスにおいて、耕作放棄地は 2010 年から 2.7%増である。全国で 6.8%増、関東農政局管内で 5.0%増となっており、それに比べれば少なく農地の保全管理に効果の発現が見られ、耕作放棄地の発生が比較的抑制されていると言えるのではないと思われる。（表 1）

また、農林業センサスにおいて、地域資源がある集落のうち平成 26 年度の多面的機能支払の取組の有無別に地域資源が保全管理されている集落の割合を比較すると、取組ありの集落の割合が高くなっている。このことから、活動により地域資源の機能維持が図られ、一定の効果が発現しているものと思われる。

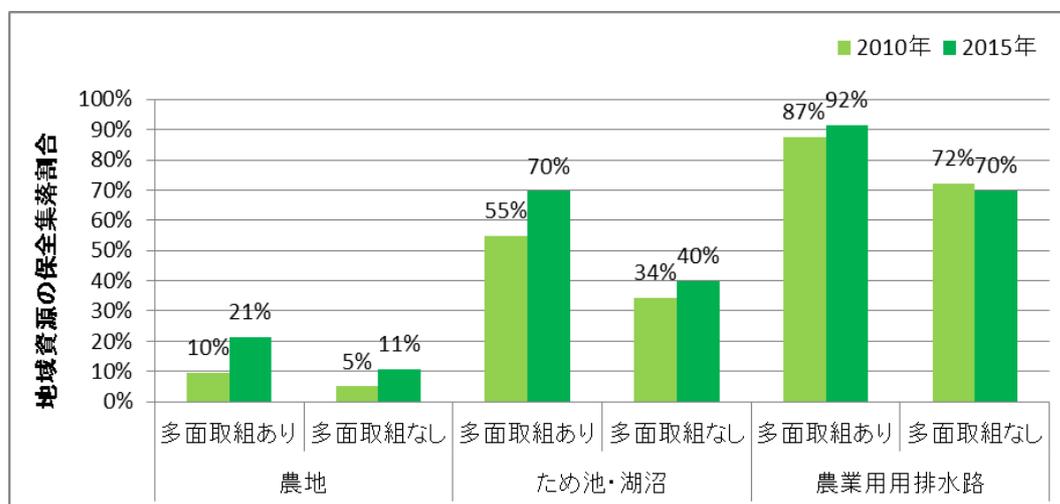
また、地元活動組織・市町村へのアンケート調査でも、遊休農地の発生防止や保全管理作業に係る負担の軽減について効果が発現されているという結果となっており、地域資源の保全管理体制の維持・強化の面でも取組は有効とされている。（図 3）

表 1 耕作放棄地面積

単位：ha

	埼玉県	関東農政局管内	全国
2010 年	12,395	113,213	395,981
2015 年	12,728	118,898	423,064
増加率	102.7%	105.0%	106.8%

図 3 地域資源対象別の保全集落割合



(2) 農村環境の保全・向上

効果項目	評価			
	a	b	c	d
地域の景観が保全・向上	■	□	□	□
地域の生態系や水質が保全・向上	□	■	□	□
伝統的な農業技術や農業に由来する行事、伝統文化の継承・復活	□	■	□	□
活動に対する関心や理解、協力意識が向上	□	■	□	□
<b>【補足】</b> 地域の状況に応じた農村環境の保全・向上活動が行われ、地域の意識向上に繋がっている。				

■ 総括：

景観形成のための植栽活動等による景観の向上や施設の適切な管理等による水質の向上、これに伴う生態系の保全の面で効果は発現している。また、地域住民への広報活動等により活動に対する理解が深まるとともに、活動への協力意識が芽生えるという効果も発現してきている。

(3) 農業用施設の機能増進

効果項目	評価			
	a	b	c	d
施設の長寿命化の活動により、農業用排水路等の機能が増進	■	□	□	□
長寿命化の活動に対する関心や理解、協力意識が向上	□	■	□	□
農業用施設の補修技術や知識が向上	■	□	□	□
農業者による農業用施設の日常の維持管理に係る負担が軽減	■	□	□	□
<b>【補足】</b> 地域において農業用施設について関心が高く、積極的に活動が行われており、施設の機能の増進が図られている。				

■ 総括：

施設の長寿命化の取組の推進により、農業用施設の機能の増進という効果が発現している。また、活動組織構成員の補修技術や知識の向上、そして維持管理の負担軽減の面でも効果が発現している。また、このような効果の発現により地域住民に活動に対する関心や理解の向上に繋がっている。

(4) 農村地域の活性化

効果項目	評価			
	a	b	c	d
地域ぐるみの関わりが増えて地域活性が高まり、地域コミュニティの維持・強化	□	■	□	□
集落の枠を超えた話し合いや活動等が増え、集落間の交流が活性化	□	■	□	□
<b>【補足】</b> 地域農業の継続的な発展の観点から地域が一体となって活動をするにより、農業者と非農業者の枠を超えたコミュニティ活動が定着し、地域の活性化に繋がっている。				

■ 総括

2015年の農林業センサスにおいて、伝統的な文化活動や環境美化、自然環境の保全などの地域の活性化のための活動をしている集落の割合を、平成26年度の多面的機能支払の取組の有無別に比較すると取組ありの集落が取組なしの集落より活動している割合がやや高い。このことから、取組により地域の活性化などに繋がっているものと推測できる。(図4～6)

ただし、農業者と非農業者の交流などは増えてきているが、企業、NPO団体、学校などと連携して行われる活動はまだ少なく、地域の活性化、地域コミュニティの強化という観点では、まだ不十分かと思われる。

図4

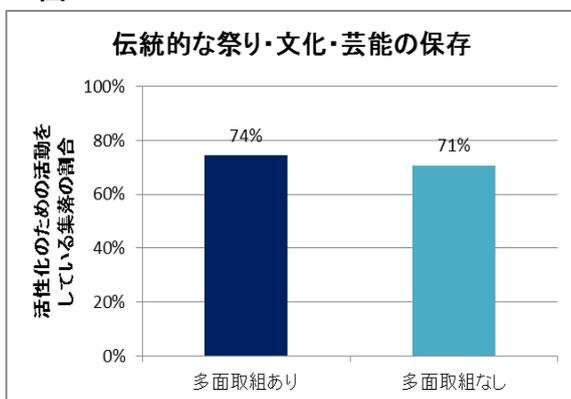


図6

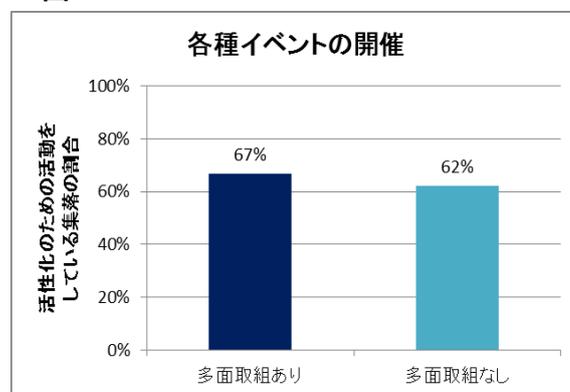
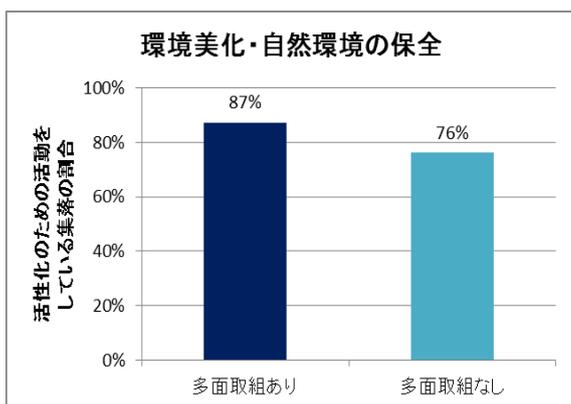


図5



(5) 構造改革の後押し等地域農業への貢献

効果項目	評価			
	a	b	c	d
担い手農家等への農地集積に向けた取組が推進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
農業の担い手の育成が推進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
取組が契機となり、新たな生産品目の導入、経営の複合化、6次産業化等の取組が推進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
大区画化等の生産基盤整備に対する意識の向上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>【補足】</p> <p>一部の地区であるが、地域ぐるみで有機農業に取組み、地域の商工業者と連携して有機農業による収穫物から生産する商品を作り上げ、地域農業に貢献している。</p>				

■総括：

農林業センサスにおける農業経営体の経営耕地面積について2005年を100とした割合を、取組農用地面積のカバー率別にみると2015年にはカバー率が高いほど割合が高い。このことから、取組の対象農用地となっている方が営農されているものと推測される。(図7)

また、経営耕地面積が5ha以上である農業経営体の経営耕地面積が全ての農業経営体の経営耕地面積に占める集積割合について、旧市町村単位で算出し、カバー率ごとの平均値でみるとカバー率が高いほど集積割合が高い。このことから、取組の対象農用地である方が農地集積されているものと推測される。

(図8)

ところで、取組により前述のような傾向はみられるが、構造改革の後押し等地域農業への貢献に関しての効果の発現については、不十分とされ評価が低い結果となっている。これは、活動組織が地域の保全活動に重点的に取組み、農地や農業用施設の適切な管理に係る活動で手一杯となり、構造改革の後押しとなるような活動にまで及ばないでいるという状況があるためと推測される。

ただし、活動組織の認識として、構造改革の後押しという効果が直接的に感じ取れていないだけで、間接的には地域のコミュニティは再構築されてきており、様々なことを話し合う機会が生じている状況がある。まだ少ないが、取組に係る話し合いから担い手への集積に繋がった事例もあり、今後も継続的に本制度を推進していくことで、このような多くの優良事例が出てくるものと思われる。また、本制度が構造改革の後押し等の役割を担っていることの周知が足りず、それが活動組織の認識に影響していることも考えられる。

諸々の課題を解消するとともに、活動組織に対し、取組が持つ役割の意識付けを行っていくことも必要なことではないかと考えられる。

図7 経営耕地面積

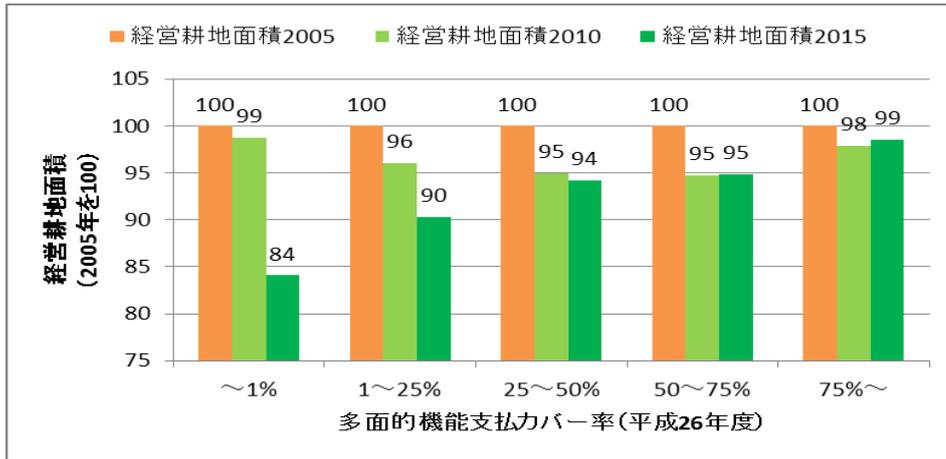
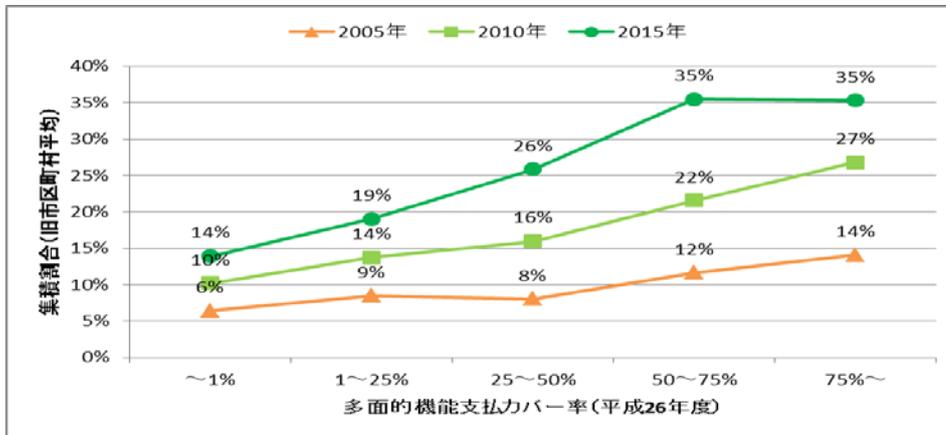


図8 集積割合



(6) 埼玉県独自の取組

効果項目	評価			
	a	b	c	d
活動の対象とすることが必要な農振農用地以外の農用地における多面的機能の維持・発揮	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
安全で質の高い活動の実施	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>【補足】                      良好な農地として保安全管理していきたい白地農用地を活動の対象とできたことにより、周辺の農用地の荒廃を防ぐことに繋がられた。</p>				

■ 総括：

県内5市1町において、9組織 89.18ha の農振農用地以外の農用地を対象としている。原則は農振農用地に隣接し、一体となって保安全管理することが必要な一団の農用地であるが、都市部では、農振農用地以外の一団の農用地のみを対象とした。取組とともに地域全体に多面的機能の維持・発揮の効果の発現が見受けられる。

また、活動時の安全対策や農業用施設の補修技術の向上を目的とした技術研修などを実施し、多くの活動組織の構成員等に受講してもらっている。各研修において、受講者アンケートを行ったところ9割前後の受講者から参考となった旨の回答を得た。研修実施の成果により、農業用施設の補修を自主施工していかうとする傾向が強まるなど、安全で質の高い活動の実施に繋がられているものと思われる。

#### 第4章 地域資源の保全活動に関する普及・啓発

- ・本県では、全活動組織の地域資源の保全活動等について、多面的機能支援推進会議のホームページで紹介し、定期的に更新して県民に対し普及・啓発を行っている。（平成27年度現在269組織）
- ・本県と多面的機能支援推進会議が実施するイベント等で、缶バッジ、制度PR入りティッシュを配布するとともに、県内の全市町村・JAへ同様のティッシュを配布し、県内の全農家に制度の周知を図っている。
- ・県内において重点市町村を設定し、平成27年度は22市町の担当者と個別に打ち合わせを行い、制度の主旨や県の取組方針について説明するとともに取組の推進に関する意見交換を行っている。また、他の5市町の首長に制度等についての説明を行い、取組推進への理解を求めている。
- ・毎年度、他の模範となる活動を行っている活動組織を表彰し、マスコミに情報提供するとともに多面的機能支援推進会議のホームページにも掲載し普及を図っている。
- ・これまで表彰した活動組織に、多面的機能支援推進会議からのぼり旗を贈呈し、活動時に掲げることにより、地域住民に対するPR活動とするよう指導している。（平成28年度までに45組織表彰）

#### 第5章 取組の推進に関する課題や今後の取組方向等

##### 1. 課題と今後の取組方向

- ・活動組織の取り組みにより、地域資源のうち農地の保全管理や地域の景観の保全、向上については効果の発現が高かった。前述の評価の視点におけるその他の効果項目についても、効果の発現を高められれば取組の推進に繋がっていくものと考えられる。
- ・活動組織に対して、本制度が構造改革の後押し等の役割を担っていることの意識付けを行っていくことが必要ではないかと考えている。
- ・現在、本県の取組のカバー率は17%と全国平均よりも低いですが、ここ数年度は約5%ずつ拡大できている。将来に渡り地域資源の保全と多面的機能の維持・発揮を図るため、平成32年度までに約4割の22,000haにおいて取り組まれるよう推進していく。
- ・活動組織を立ち上げるには、水利組合、土地改良区など母体となり得る団体に働き掛けることが有効と考えるので、関係団体に推進を図る。
- ・将来的に高齢化、人材不足等により活動の継続が難しい地区、また、既存の活動組織に対しても広域組織化を推奨していき、体制の強化を図る。

## 2. 制度に対する提案等

- ・活動に取り組む上で、地域では交付金の返還について、警戒心が強く推進の障壁となっている。また、農地転用があった場合などその面積の大小にかかわらず、交付金の相殺や返還事務が発生するため会計事務等が煩雑となる。

このため、交付金の返還について、農業農村整備事業と同様の考え方をとることを提案する。

例) ・10a以上の転用の場合は返還(ほ場整備事業)

- ・受益地の10分の1以上の転用の場合は返還(かんがい排水、たん水防除)

- ・農地維持支払の基礎的な活動に係る経費は、面積の大小にかかわらず全組織において大きな相違はないと考える。そこで、対象農用地面積が比較的小さい活動組織については、面積に応じた交付金が一定額に達しない場合は、定額の交付金とすることを提案する。

例) 定額を300,000円とした場合

田5haで活動する組織： $5\text{ha} \times 3,000\text{円} = 150,000\text{円} \rightarrow 300,000\text{円}$

※全て田の場合10ha未満の組織は、300,000円となる。